

公 示 用

令 和 8 年 度 施 行

積 算 参 考 資 料 及 び 業 務 内 訳 書

名 称 : 凍結防止剤散布車HS-6号ほか1台 12か月点検整備

建設局土木部雪対策室車両管理事務所

札 幌 市

説 明 書

1. 整備概要

(1) 12か月点検整備 2台

HS-6号、HS-7号

2. 実施場所

受託者整備工場

3. 履行期間

契約書に示す履行期間の初日から令和8年10月14日まで

4. 仕 様

令和8年度札幌市建設局自動車等整備標準仕様書 (https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/jyosetsukikai_jyouhou.html) 及び別添特記仕様書による

特記仕様書

概要

この仕様書は、別紙整備車両一覧に示す車両の整備に適用する。

1 名称

凍結防止剤散布車HS-6号ほか1台 12か月点検整備

2 当該整備車両

別紙整備車両一覧のとおり

3 整備箇所・内容

本仕様書によるほか、令和8年度札幌市建設局自動車等整備標準仕様書 (https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/jyosetsukikai_jyouhou.html) による。

4 履行期間

契約書に示す履行期間の初日から 令和 8 年 10 月 14日 まで

5 提出書類

- (1) 各車両ごと契約金額内訳書 (別表1 ~ 落札後すみやかに)
- (2) 着手届 (着手後直ちに)
- (3) 整備工程表 (着手後直ちに)
- (4) 保管証 (車両受取時 ~ 各車両ごと)
- (5) 完了届(各車両ごと整備完了時)
- (6) 自動車検査証記録事項(車検整備の車両のみ)

6 再委託の扱い

受託者は、総合的な履行計画・進捗管理及び部品調達など、業務の主たる部分において再委託をすることはできない。性質上やむなく第三者に委託を行わなければならない場合は、該当作業の範囲や業者名が記載された一覧を速やかに提出し、札幌市から承諾を得ること。

7 車両の輸送及び許可申請

引渡場所から受託者整備工場までの経路は、トレーラなどの積載車で整備車両を輸送すること。また、運搬にあたっては、法律に基づく通行許可を事前に申請すること。

8 追加修繕発生時の対応

受託者は、業務中に修繕が必要と判断される箇所を発見した時は、速やかに連絡するものとし、札幌市の指示があるまでいかなる行為もしてはならない。

9 検査等

役務契約約款第9条に定める事項については、別表1に示す各車両ごとに適用する。

10 契約金額の支払

役務契約約款第10条に定める事項については、別表1に示す各車両ごとに適用する。

11 引渡場所・納入場所・検査場所

札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所
所在 札幌市手稲区曙5条5丁目2-1

12 疑義

契約約款及び本仕様書並びに令和8年度札幌市建設局自動車等整備標準仕様書に明記なき場合、または疑いが生じた場合は、契約に関する事項については、契約前に確認することとし、それ以外については、速やかに札幌市と協議し、指示を受けることとする。

整備車両一覧

総集 様式-38

名称：凍結防止剤散布車HS-6号ほか1台 12か月点検整備

車両名	登録番号	型式	年式	整備区分	車検有効期間
凍結防止剤散布車 HS-6号	札幌900さ1020	T-1250	R2	12か月点検整備 (A)	令和9年8月5日
凍結防止剤散布車 HS-7号	札幌900さ1019	T-1250	R2	12か月点検整備 (A)	令和9年8月5日

内 訳 書

別表1

名 称 凍結防止剤散布車HS-6号ほか1台 12か月点検整備

整 備 車 両 名	契 約 金 額
凍 結 防 止 剤 散 布 車 HS-6号	円
凍 結 防 止 剤 散 布 車 HS-7号	円
合 計	円